海岸見守りボランティア制度　実施要綱

令和８年２月 26 日
土木部河川課

（目的）
第１条　この要綱は、海岸見守りボランティア制度に関して必要な事項を定めることにより、ボランティアによる大規模な漂着物及び漂流物の早期発見等を図ることを目的とする。

（活動内容）
第２条　ボランティアの活動内容は、次の各号に定めるものとする。
（１）海岸保全区域の海岸漂着物等の監視パトロール（１週間に１回程度）
（２）必要に応じて海岸漂着物等の集積
（３）活動報告（月１回程度。緊急の場合は適宜）

（活動地区）
第３条　活動区域は、土木部が所管する次の各号に定める区域とする。
（１）富山海岸（浜黒崎地区～大広田地区）
（２）伏木富山港海岸（岩瀬地区）

（任期及び活動期間）
第４条　任期及び活動期間は、４月から１１月とする。

（公募及び募集人数等）
第５条　海岸漂着物の監視等を行うボランティアは、公募により選任された個人または団体とし、募集人員は、個人の場合は各海岸若干名、団体は各海岸２団体を上限とする。

（報酬）
第６条　ボランティア活動は無償とする。

（任命及び解任）
第７条　ボランティアの任命は河川課長が行う。なお、ボランティアとして不適当と認められた場合は、河川課長はボランティアの承諾なく解任することができる。

（ボランティア証の貸与）
第８条　県はボランティアに、ボランティア証を貸与する。

（保険）
第９条　ボランティア中の補償、賠償については県が加入する保険を適用する。

（庶務）
第１０条　海岸見守りボランティア制度に関する庶務は、河川課において行う。

（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、河川課長が別に定める。